

2019（令和元）年度 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師
リーダー養成研修会 実施要項

1. 目的

- (1) 障害者総合支援法において、手話通訳者等コミュニケーション支援従事者の養成事業は都道府県及び市町村の必須事業となり、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法では合理的配慮が義務付けられたことから様々な分野や職場において聴覚障害者と手話でコミュニケーションできる人材が求められています。
各地の養成講習会では講師の人手不足が深刻な問題となっており、都道府県単位で講師を養成できる講師のためのリーダーを養成します。
- (2) 各都道府県・市町村で奉仕員・通訳者養成講座を指導している講師に対し、個々の指導力をアップすることで講師団全体の底上げを目指します。

2. 実施主体 社会福祉法人全国手話研修センター

3. 対象者

【手話奉仕員養成】

下記(1)～(4)のいずれかに当てはまる方で、手話奉仕員養成講座の指導経験がある方。

- (1) 市町村又は都道府県において手話奉仕員養成事業を受託している事業所若しくは団体から推薦される方。
(2) 都道府県知事、政令指定都市市長の推薦のある方。
(3) その他、講習会主催団体において適切と認められた方。
(4) 2013年度～2018年度手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修会を受講された方。

【手話通訳者養成】

下記(1)～(5)のいずれかに当てはまる方で、手話通訳者養成講座の指導経験がある方。

- (1) 市町村又は都道府県において手話通訳者養成事業を受託している事業所若しくは団体から推薦される方。
(2) 都道府県知事、政令指定都市市長の推薦のある方。
(3) その他、講習会主催団体において適切と認められた方。
(4) 2013年度～2018年度手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修会を受講された方。

4. 開催方法、会場及び日時

【開催方法】

手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修 1泊2日 のべ10h

手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修 1泊2日 のべ10h

※同日程で並行実施を基本とし、1日目または2日目に合同研修を入れることとします。

ただし会場等の関係で並行実施が困難な場合は、別々に実施する場合があります。

【会場及び日時】

一般財団法人全日本ろうあ連盟のブロック組織を単位に全国9ブロックで実施します。
実施都道府県及び実施日時については、各ブロック組織と協議して決定します。

5. 定員

都道府県、政令指定都市を単位に下記により調整します。

- (1) 手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修 都道府県・政令指定都市 各4名
- (2) 手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修 都道府県・政令指定都市 各4名
- (3) 当該ブロックの日程に参加できない場合は、他ブロックに余裕がある場合、参加可能とします。
- (4) 上記の他、全日本ろうあ連盟該当ブロックと全国手話研修センターが協議して、参加人数を調整します。

6. 研修内容

詳細については、別途カリキュラムを定めます。

7. 修了条件

全課程に出席された方に修了証書を交付します。

8. 申込方法

研修参加者は、所定の申込用紙に記入し、各都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体に提出します。各都道府県加盟団体は、所定のとりまとめ用紙に記入し、個人申込書とともに全国手話研修センターに送付します。

9. 研修費用

別途、定めます。

10. 受講決定

受講決定後、全国手話研修センターから該当ブロック・加盟団体・受講者本人に通知します。